

## ひたちなか市教育委員会会議録

令和2年 第7回 ひたちなか市教育委員会 5月定例会 会議録					
令和2年5月14日		開会 午後3時30分		閉会 午後4時42分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 敦子
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			井上 亨	欠席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			根本 光恵	出席
	学務課技佐			安 孝治	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席
○事務局員	総務課主幹			二川 和久	出席
	総務課主事			大江 由華	出席
1 議案審議等	議案第22号	ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について【公開】			
	議案第23号	ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について【公開】			
	議案第24号	ひたちなか市教育行政点検評価委員の委嘱について【公開】			
	議案第25号	ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について【公開】			
	その他（1）	小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策等について【公開】			
	その他（2）	市内在住の小中学校児童生徒への図書カードの配布について【公開】			
	その他（3）	3月定例市議会における教育委員会関係事項について【公開】			

令和2年第7回ひたちなか市  
教育委員会5月定例会会議録

開会 15:30

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

議案第22号 ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について

【総務課】

総務課長 議案第22号の資料をお手元にご覧ください。ひたちなか市文化財保護審議会条例第3条の規定に基づきまして、ひたちなか市文化財保護審議会委員を委嘱しようとするものでございます。議案の3ページをご覧ください。こちらは文化財保護法の抜粋ですが、この文化財保護審議会につきましては同法第190条第1項に設置根拠が示されており、第2項では審議会は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査、審議するとともに、これらの事項に関しまして市町村の教育委員会に建議することと定義されております。また、第3項では、組織及び運営については条例で定めることと規定されております。これを受けまして市文化財保護審議会条例を制定しておりますが、この第2条で委員を10名以内で組織すること、第3条で委員は学識経験があるもの及び関係行政機関の職員から、教育委員会が委嘱すること、また第4条では委員の任期を2年とすることを規定しております。

ページを一枚お戻しく下さい。先ほどの条例に基づきまして、今回記載のとおり7名の方にひたちなか市文化財保護審議会委員を委嘱しようとするものです。なおすべての方が本市の文化財を保護していくうえで必要となる専門性を有しております。川崎純徳氏から玉川里子氏までは審議員としての実績を有しておりますことから、6名の再任をしようとするものです。またより審議を充実させるため、埋蔵文化財を専門とされております茨城大学人文社会学科学部教授 田中裕氏を新たに委員として委嘱しようとするものです。審議のほどよろしく願いいたします。

【質疑, 意見など】

なし

\*議案第 22 号ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

### 議案第 23 号 ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について

総務課長 議案の 5 ページをご覧ください。ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、ひたちなか市史跡保存対策委員会委員を委嘱しようとするものでございます。議案の 7 ページをご覧ください。こちらは、ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則でございますが、この史跡保存対策委員につきましては、第 1 条において、虎塚古墳をはじめ市域における史跡の保存に関して調査審議を行い、史跡の適切な保護保存及び活用を推進するために設置されるものと規定しております。委員については、第 3 条により 16 人以内をもって組織し、その委員は (1) ひたちなか市文化財保護審議会委員、(2) 史跡の保存、整備等に関して専門的知識又は技術を有する者の中から教育委員会が委嘱するものとなっております。また第 4 条では委員の任期を 2 年とすることを規定しております。

ページを 1 枚お戻しください。先ほどの規則に基づきまして、今回 14 名の方にひたちなか市史跡保存対策委員会委員を委嘱しようとするものです。なお、上から 3 番目の川崎純徳氏、7 番目の田中裕氏につきましては、先ほど説明させていただきました規則の第 3 条第 1 項第 1 号に規定するひたちなか市文化財保護審議会委員を兼ねるものであります。すべての方が本市の史跡の適切な保護保存及び活用を推進していくうえで必要である専門性を有するとともに、矢島國雄氏から稲田健一氏までは委員としての実績を有しておりますことなどから、12 名を再任しようとするものです。また、文化財全般が専門で、元市職員の平野信夫委員が退任されますことから、後任の委員としまして、同じく文化財が専門で元市職員の住谷光男氏を委員として委嘱しようとするとともに、十五郎穴の国指定に向けた審議を進めていく必要があることから、保存科学、考古科学を専門とする、筑波大学人文社会系歴史・人類学専攻准教授の谷口陽子氏を新たに委員として委嘱しようとするものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【質疑・意見など】

西野委員 年に何回か会合があると思うのですが、委員の方の居住地について決まりはありますか。

文化財室長 住んでいるところの決まりというものはございません。皆様のもともとの母体が虎塚古墳の史跡の委員会として、そちらが大体落ち着いたということで、虎塚古墳にかかわらず旧勝田市内の全遺跡のほうを見ていくことになり、名前が史跡保存対策委員会というものになりました。ですので虎塚古墳をもともと見てくださっていた明治大学の先生の方や、東文研の先生方など、保存科学をやっていただいていた方が中心となっております。虎塚古墳の委員会がありました当時いらっしゃった方が教授として名古屋のほうに異動したというようなこともありますので、特別どこに住所があるということではなく、専門性を重視して委員のほうを制定しております。

西野委員 集まりはどのぐらいを目安に行っているのですか。

文化財室長 全体の会議としては最低でも年一回ということで行っていますが、この中で先生方の専門性に基きまして専門部会というものを作っております。虎塚古墳の専門部会は虎塚古墳公開の際に何人かいらしていただき点検をしていただくとか、十五郎穴については国指定に向けて進めていきたいと考えております。何人かの先生には専門部会として別の日に何日かきていただくということで、そちらは不定期です。ただ全体の会合は年1回で行っております。

\*議案第23号ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

#### 議案第24号 ひたちなか市教育行政点検評価委員の委嘱について

総務課長 議案8ページをご覧ください。議案第24号 ひたちなか市教育行政点検評価委員の委嘱について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋となっております。教育行政点検評価につきましては同法第26条の規定により毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につきまして点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページにより公表しているところです。また、中段にひたちなか市教育行政点検評価委員規定の抜粋を掲載しております。第1条の規定により教育行政点検評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、ひたちなか市教育行政点検評価委員

を設置しております。同規定の第3条に基づき、2名の委員に委嘱しております。

1 ページお戻しください。この度、教育行政点検評価委員の、前茨城工業高等専門学校長 喜多 英治委員が任期途中で退任することとなり、その後任として現茨城工業高等専門学校長 米倉 達広氏を教育行政点検評価委員として委嘱しようとするものでございます。

11 ページにお戻りください。後任の委員の任期につきましては、同規定第4条に基づきまして、前任者の残任期間とし、委嘱の日から令和4年1月27日までとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【質疑・意見など】

なし

\*議案第24号ひたちなか市教育行政点検評価委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

#### 議案第25号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について

指導課長 12ページからです。ひたちなか市教育支援委員会条例第3条第2項の規定に基づき、ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱をお願いするものです。まず15ページをご覧ください。ひたちなか市教育支援委員会条例第1条で、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対する早期からの一貫した継続的な支援の充実を図るため、ひたちなか市教育支援委員会を置くこととし、第2条として、委員会は教育委員会の諮問に応じ、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学又は就園に係る判定、当該児童生徒等の教育に係る相談、助言等の支援その他の教育委員会規則で定める事項について調査審議するものです。第3条として、委員会は15人をもって組織します。委員は医師、学校教育の関係者、児童福祉施設等の職員及び学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命するものです。任期は第4条、2年になっております。これを受けまして、13ページに戻っていただいて、任期2年のうち今回は新任として9名提案させていただきました。まず医師会のほうからひたちなか総合病院の森山先生を推薦いたします。そして、4月から勝田特別支援学校の校長先生になられました柴沼校長先生、市の福祉関係のほうから子ども政策課の進藤氏、障害福祉課から石崎氏、健康推進課から井上氏を推薦いたします。そして校長会代表として中根小学校の藤田校長先生、

有識者代表としましてひたちなか市教育研究所の研究推進員，特別支援教育の研究推進員をしております蒲原研究長，学校の代表，特別支援教育の代表としまして，東石川小学校教諭の荻沼先生，佐野小学校の佐藤先生，どちらも特別支援学級担任と，経験豊富な先生です。新任者 9 名を含む 15 名について，委員としてご審議をお願いいたします。

#### 【質疑，意見など】

なし

\*議案第 25 号ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について，全員一致で承認されました。

#### その他（１）小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策等について

教 育 長        4 月 24 日の茨城県教育庁からの要請などに基づきまして，今月いっぱい，市内の小中学校，公立幼稚園の臨時休業を延長してきましたが，今月 7 日に発表されました県の「茨城版コロナ NEXT」に基づきまして，緊急事態措置等が段階的に緩和された場合の対応等変更につきまして，資料 1 の内容順に各課長より説明をお願いいたします。

(小中学校の対応について)

指 導 課 長        それでは資料 1 をご覧ください。茨城県教育庁より 5 月 31 日までの臨時休業の要請を受け，本市でも 5 月 31 日まで臨時休業を実施していましたが，5 月 7 日に県から発表された「茨城版コロナ NEXT」に基づき，緊急事態措置等が段階的に緩和された場合にということで，小学校の対応についてでございますが，別紙 2 をご覧ください。現在茨城県はステージ 4 の非常に厳しい対応を取っているところですが，実態としては感染が概ね抑制できている状態のステージ 2 であると，5 月 7 日に県で発表されました。一方で対策としては非常に厳しいときのままステージ 4 の対応をしているということで，学校再開についても，県立学校の休業要請，市町村立学校も同様の対応を要請され，本市でも 5 月 31 日までを休業ということで進めているところです。ただしその間，感染予防のため一つの教室にできるだけ集まらない分散登校というような方法を取り，週 1 日程度の登校ということで現在進めているところです。ただし実際はステージ 2 ということなので，段階的にそれをステージ 4 対応からステージ 3 対応，

ステージ2対応に移行していこうということで、ステージ3であれば週1～2日程度の登校に移行し、現状のままであればステージ2の対応ということで分散登校週3～5日程度、さらに3コマ程度で授業実施ということで進めていこうとしております。部活動や給食はなしで、学校の再開に向けた取り組みに移行していこうというものでございます。別紙2にあるスケジュール表を見ると、県から市町村教育委員会のほうに示されたものでは、今後のイメージとして、来週5月18日から学校はステージ3の対応に移行していこう、そしてさらに2週間程度様子を見て、ステージ2の対応に移行を進めていこうということで、本市としてこの内容でどのような登校ができるかということで、臨時校長会等を開いて対応について協議したものが別紙1-①になります。ステージ3、5月18日からの対応ですが、小学校は週に1回、午前中の3時間で地区別登校を現在行っていますが、密集を防ぐ分散登校を2週間続けていこうというところがあります。そして中学校は週に2回2時間程度、時間割でいうと2コマ程度の時間になりますが、午前と午後になるように分散させて登校をしていこうと考えたものでございます。小学校と中学校で対応が違うのは、中学生は自力で登校できますが、小学生、特に1年生は親の送迎なしに自分で登校というのは難しく、ほとんどの子は登校班などで高学年の子たちが面倒をみて登校するというので、分散といっても学年ごとにはできないので、縦割りの形で登校班ごとの地区の分け方をして、週1回の登校を考えています。そしてステージ2に移行していくのは6月1日からの想定になります。ステージ2になりましたら、県の方から示されたのは週3～5回の登校ということで併記されていますが、分散型で縦割りの登校班などでやっていくと毎日分散させることになり、午前と午後というやり方になってしまうということで、1日おきの登校で分散させようということになっております。2週間で授業日は10日間ありますが、そのうち5日ずつ分散型で登校をしようということで、これも午前と午後になると中学生は部活動などの経験があつて午後から登校といっても納得できると思いますが、小学生は1年生から6年生までが昼食を早めに食べて午後から登校というのはなかなか難しく、生活リズムも崩れてしまうということで、2週間で5日、午前中のみの登校ということを考えました。5分短縮授業の40分を4コマ、5日登校で2週間で20コマできるように、というような計算となります。中学校は週5日半日登校ということで、中学生は午後でも自分たちで登校できるだろうということで、45分授業を3コマ、午前と午後の分散で行い、2週間で30コマの授業を進めようということでございます。ただ全学級の人数を集めても間隔がとれる小規模

校については、小学校であれば登校日と残りの5日間は自宅学習、中学校であれば午前のみ毎日、週5日ということで考えております。そういった対応で進めていくということで、カラー刷りの資料が6月1日からのステージ2の時間割のイメージをしたものです。三反田小、枝川小、那珂湊二小、磯崎小、阿字ヶ浦小では一つの教室の中でも分散状態になっているということで、ここは5日間、登校と自宅学習を隔日でやっていきます。市内の小学校は足並みをそろえていこうということでこのような形でやっていきます。2枚目は中学校のイメージで、平磯中と阿字ヶ浦中は学級で分散ができているということで午前中だけで授業を行います。ほかの学校は学級を2つに分けて午前登校と午後登校ということで1日3コマずつ毎日登校にするというものでございます。ただし中学校のほうはAコマBコマとグループ分けをして、月曜日はAが午前中、火曜日は逆になるというように機械的に作ってみましたが、実態として登校時間が午前と午後で毎日入れ替わるのは生活習慣がかえって崩れてしまいがちになるので、実際にはこのあとまた校長会で午前午後を揃える等検討をして、6月1日を迎えようと思っております。指導課からは以上です。

(学校で預かり等が必要な生徒について)

青少年課長 学校で預かりが必要な児童生徒の受け入れ体制について説明させていただきます。資料は「新型コロナウイルス感染防止に係る市立小学校の分散登校の実施に伴う公立学童クラブの開設について」になります。基本的に公立学童につきましては、小学校の分散登校の実施に伴いまして、それに合わせた開設を行います。市としましてステージ3の対応についてはまず18日から移行することが予定されております。学校の対応は週に1回登校日となっております。登校日は11時30分が下校です。登校日以外は8時から13時までの学校預かりとなっており、公立学童クラブの対応は、4月と同様に午後1時から午後6時までを開設になります。民間学童クラブの児童生徒につきましては、現在も8時から15時まで学校での預かりをしていただいておりますので、同じような形態にということでございます。

ステージ2の対応、これは6月1日から想定されるものです。学校の対応としては、まずはグループ別に登校しない学校についてでございます。こちらについては1日おきに登校をするということで、11時40分の下校でございます。グループ別に登校する学校については、登校班ごとに分けるということですが、登校日が重ならないようにし、11時40分の下



校になるということです。公立学童クラブの対応については、8時もしくは下校時刻から18時まで開設します。その下にグループ別に登校しない学校とグループ別に登校する学校の表記がございます。1枚めくっていただいて、クラスをA・Bグループに分けない場合、小規模で密集状態になっていない場合として、対応校としては7校ございますが、下のスケジュール表を見ていただくと、授業が午前11時40分まででございます。そこから子どもたちは学童に移動してお昼という形になります。学童の対象外と、民間学童の児童につきましては、学校で15時まで預かるというようになります。次の6月2日については、公立学童については学校が休校という形になりますので、公立学童クラブは1日開設になります。学校では民間学童と預かりが必要な児童について8時から午後3時まで預かりまして、それを隔日に実施していくというのが、グループを分けない学校での対応となります。

次のページ別紙2のクラスをA・Bに分けて分散登校を実施するという場合ですが、スケジュールで見ていただくように、6月1日はAグループが午前中に授業を実施し、Bグループの子供たちが朝8時から午後6時まで公立学童で1日を過ごすこととなります。Aグループの子は授業が終了すれば、公立学童に移動し、民間もしくは学童クラブを利用していない児童たちは学校で15時まで預かるというような形で、A・B交互に実施するものでございます。公立学童クラブ、預かり児童等の対応については以上となります。

指導課長 青少年課の資料にあるグループ別登校にしない場合に記載されている津田小学校と那珂湊第三小学校は、窮屈になってしまうということでグループ別に登校することに変更になりました。

(給食の提供について)

学務課長 給食の提供について、6月1日からステージ2になった場合、県の基準に伴い、給食の提供はなしとなります。ステージ1の対策に移行した場合には県の基準により給食の提供の再開を予定しております。以上です。

(幼稚園について)

総務課長 資料2をご覧ください。幼稚園は学校とは異なる動きになります。現状の対策からステージ3の対策への移行についてということになるので

すが、ステージ3の対策への移行に伴い、5月31日まで休業が予定されております幼稚園への休業要請は解除される見通しとなっております。おそらく明日の知事の発表を受けまして、県の義務教育課のほうから解除されるというような文書が出されるものと思われまます。それに向けた対応ですが、休業要請が解除されますので本来であれば18日の月曜日から幼稚園は開園になりますが、あまりにも長期間にわたりまして小さいお子様が登園していなかったものですから、いきなり通常通り開園してしまいますとお子さんたちも慣れておりませんので、とりあえず5月18日の週につきましては園児一人当たり週一回の短時間登園、これを各園のほうで設定してもらいます。5月25日の週ですが、その週につきましては園児一人当たり週二回の登園日を設けます。この2週間で幼稚園に行くのに慣れてもらうこととしております。6月1日からおそらくステージ2のほうに移行してまいりますが、いきなりお弁当を持ってきて一日中の登園というのはなかなか難しいので、慣らしも兼ねまして午前中の保育といたしたいと考えております。幼稚園につきましてもステージ1の対策に移行した場合は、湊地区などは給食が開始となりますので、その場合には通常保育のほうに戻していきたいと考えております。公立幼稚園の対応については以上です。

(図書館について)

中央図書館長 図書館につきましては休業要請が緩和されたことにより、5月19日より中央図書館と佐野図書館について衛生対策・感染防止対策をしっかりととりながら開館することといたしました。内容としましては、ステージ3の対応として、図書の貸し出し、返却の対応をしております。またステージ2に移行した場合につきましては、さらにサービスを拡大して提供してまいりたいと考えております。以上です。

(埋蔵文化財センターについて)

総務課長 埋蔵文化財調査センターと武田氏館につきましても、市の文教施設ということで図書館と同じように5月19日より、感染防止対策を講じまして再開する予定としております。以上です。

【質疑、意見など】

石川委員 状況が変われば当然対応も変化すると思うのですが、今の状況が続けばステージ2が6月11日以降つづく可能性もあると思います。ステージ2では小学校ですと通常45分授業のところ40分授業ということで5分短くなります。中学校も通常50分授業のところ45分授業ということで同じく5分短縮という形になると思います。私もこの形が最善だと思うので、この形で進めていただければと思います。特に卒業年度の小学6年生や中学3年生は県の方からも手厚くという条件が出ていますので、その辺りも考えていただければと思います。

あと気になったところでは、通知表の問題が全国どの学校でも心配される場所だと思いますが、ひたちなか市としても検討して、あとあと問題が残らないような形をしっかりとっていただければと思います。

指導課長 外の市町村等の情報を集めているところですが、再開したとしても家庭科の調理実習などは感染防止の観点から扱わないとか、指導すべき内容の入れ替えや、順番を変えるなど、1学期に評価のできない教科もでてくるかもしれません。

石川委員 不要不急の教科、というのもプールも中止されているところもありますので、ひたちなか市としての対応については早めに決定して、通知表についても保護者に早めに通知できると良いと思います。

石田委員 幼稚園について、園児一人当たり週1回ということですが、園児も分散登園ですか。

総務課長 そうです。例えば年中、年長とわかる日を各園で作っています。

石田委員 慣れさせるにあたって、毎日時短で行って慣らし保育みたいな形をとるというのではなく、週1回で慣らしていくということですか。

総務課長 実は5月中は県の方では臨時休業を解除してしまうのですが、近隣の他市町村では5月31日までステージ4の対応をとるところがほとんどです。また保護者にとっても臨時休業は5月31日までと言われたのにのにまた前倒しでやるのかという混乱が出てしまうということで、臨時休業の形をとりながら、その中で段階的に6月の午前中の保育に向けて最初の週は週1回、その後週2回と段階的に増やしていったら、6月は午前中の保育を本格的に再開をしていくというような、段階を踏んだ再開

をしてまいろうと思ひ、5月はこういった対応にしております。

朝日委員 今この状態で少し緩和したとして、そこで再び感染者が増えた場合はまたこのように対策を厳しくしていくような形になると思うのですが、そうなった場合、もう少し早めに連絡をもらいたいという親御さんも多くいますので、お忙しいとは思いますが、早めに連絡をいただければと思います。対策についてどのぐらいを目途に市内で発信するというような規定などはありますか。

総務課長 別紙2の裏に悪化した場合のスケジュールが書いてありまして、5月30日にステージ4に悪化した場合、しばらく準備期間があつてその次の6月8日あたりからステージ4に戻ります。状況が良くなっている場合は2週間ぐらい猶予を入れますが、悪くなったときは2週間の余裕はなく急な対応になります。対応を戻していくためにある程度の準備期間を作っていくことになると思います。

朝日委員 お忙しいとは思いますが、保護者の方は仕事などの予定を入れる関係もありますので、なるべく早く連絡をいただければと思います。県から情報が出ていてもわざわざ見ないという保護者もいらっしゃいますので、何かしらの方法で皆様が知れるようになればいいと思います。難しい言葉ではなく、簡単に見られるようなお知らせがあるとわかりやすかったり予定を書きやすかったりするの、いいのかなと思います。

総務課長 見える化をはかっていけたらと思います。

教育長 ステージにつきましては簡単な表現で前もって保護者の方には連絡が必要であり、あらかじめ提示しておくことが大事だと思います。ステージが下がる時には2週間をみて下がり、上がる時には1週間を待たないで上がっていくという形になりますが、下がる時に急に下がるということはないので、最初からステージをしっかり提示しておく、保護者のほうもある程度の目安や段取りが付きやすいので、そちらにつきましては来週あたりホームページ、文書、教育メールの3つの方法で提示していくこととなります。

総務課長 幼稚園は18日からの対応なので、先行して今日幼稚園を通してメールで発信してもらっています。あとはわかりやすいように工夫して周知で

できればと考えております。

教 育 長 18日にコロナウイルス感染予防の対策本部がありますので、そこで市として方針を提示して、確認していただいて拡散していきたいと考えております。

また、校長会では、小学生は脳のことを考えたときに、午後だと満腹で勉強にならない、そしてできれば1年生から6年生まで一緒に登校させたほうがいだろうという話になりました。特に1年生はまだ数回しか学校に来ておらず、今は保護者に送り迎えをしていただきながら分散登校しているということなので、それを保護者ではなく上級生がつれていく形にできればと思います。授業量に関しては、5年生が一番内容が多いので、3コマではなく4コマにして、2週間で5日という形をとるということになりました。また元々は1日おきの登校になっていたのですが、午前中A、午後B、その次の週は午前中B、午後Aのほうが授業は受けやすいだろうというアドバイスをいただきましたので、それは今度の19日の校長会で確認いたします。

またプールについてですが、ひたちなか市では今年の夏は行わないことになりました。公設プールも開設しません。それに伴って学校でも行わないということになります。

学 務 課 長 学校のプールについては校医に相談した結果、プールの中は塩素が入っているので大丈夫ですが、更衣室は密集状態になってしまうということで、感染防止の観点からも危ないのではないかなというご意見をいただきながら判断をしております。ということでプールの授業は今年はいりません。

朝 日 委 員 授業が少なくなっているので、夏休みの登校はどうなるのかお聞きしたいのですが、エアコンも入ったので登校は可能じゃないかという声もあります。8月中、お盆は抜いても、学校に行かせたいというような保護者がたくさんいるのですが、そのあたりのお話は進んでいますか。

教 育 長 夏休みは1週間にするか2週間にするかで近隣の教育長と話をしているところで、7月はもちろん31日まで登校、お盆が終わってからも当然登校になりますが、夏休みについてはその間の1週間(8月8日から8月17日)にするか、その前の週も入れるかで検討しています。1週間だけの休みでは短すぎるだろうという人、2週間とっても単位的には大丈夫で

はないかという人、1週間も休みを取れば良いだろうという人と、いろいろな声があるので、この件については県立高校も含め、ある程度統一で決めていく必要があると考えております。

## その他（２）市内在住の小中学校児童生徒への図書カードの配布について

総務課長 4月に新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置がなされまして、市が独自に取り組む事業といたしまして、市内在住の小中学校児童生徒へ図書カードを配布することになりました。資料その他（２）をご覧ください。事業の主旨としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした学校の臨時休業に伴いまして、授業を受けられなかった市内在住の小中学生への支援としまして、ひたちなか市からのメッセージを添えて、1人当たり2,000円の図書カードを配布するものでございます。対象となる児童生徒につきましては、市内在住ということで、まず市内の小中学校に通学する児童生徒12,511人、また市内に住所がありますが私立の小中学校や特別支援学校等に通学していたりする児童生徒639人、計13,150人に配布いたします。配布方法といたしましては、市内小中学校の児童生徒につきましては、各学校分散登校をしておりますので、その分散登校の時に担任の先生からメッセージを読んでいただきながら各児童生徒に配布するというような形をとる予定でございます。また私立小中学校、特別支援学校等に通学している児童生徒につきましては、簡易書留で郵送を行います。配布の時期につきましては5月下旬となっておりますが、登校日の関係もありますので、早いところで明日の午前中から、まずは市内小中学校10校に配布をして、学校から図書カードを渡してもらおうというような形をとる予定でございます。また私立小中学校、特別支援学校等につきましては来週の月曜日に発送する予定としております。以上です。

### 【質疑、意見など】

石川委員 ひたちなか市で何かできればと思っていたところで、こういう事業はとてもあたたかいと思います。福岡県の柳川市は児童生徒一人一人に米5キロとのり10枚を配ったり、那須塩原市では飲食店のテイクアウト券を配ったりしていますが、児童生徒一人一人に図書券というのはとてもいいと思います。できれば図書券が子供たちに有意義に効率的に使ってもらえるよう、学校でご指導をいただければなおいいかと思います。

石田委員 私立の小中学校のほかに、国立の学校も対象に含まれるのでしょうか。

総務課長 含まれています。

教育長 市からのメッセージということで、市の思いがかいてある手紙が同封されておりますので、担任がそれを読んで子供たちに渡していただくというような形をとっていかうと思います。また書店に行って密集するというようなことがないように、インターネットでも使えるようになっておりますので、有意義に使っていただければと思います。

あとはひたちなか海浜公園からネモフィラクッキーが一人につき1枚、小さいお子様には親御さんと一緒に食べるということで3枚届いております。これには海浜公園からのメッセージと塗り絵、海浜公園で使えるクーポン券がついています。塗り絵はお家で時間があるときに塗っていただいて、海浜公園に持って行っていただくと展示される予定になっております。来週頃から各学校に配布しようと思っております。

学務課長 ネモフィラクッキーはひたちなか海浜公園から、小中学生には一人1枚、公立私立すべての保育所、幼稚園生には一人3枚届いております。

教育長 また先日新聞で明利酒造が消毒液をひたちなか市と水戸市の小中学校に寄贈すると書いてあったのですが、間違いそうなので、来ないということです。新聞社で間違っていたとのことなので寄付はありません。

青少年課長 学童にはすみよし様から焼きそばの提供がございまして、4月に湊一小と三小、5月に二小に創立記念に提供がありました。

### その他（3）3月定例会市議会における教育委員会関係事項について

事務局 今日お配りしたその他（3）資料1と資料2、また委員の皆様には施政方針を配布させていただきました。資料1につきまして、3月の臨時会での説明が時間的に難しく、前回4月の定例会でも時間切れとなってしまったということで今回のご報告ということだったのですが、本日説明を予定しておりました教育次長が来られないということで、次長の了解を得まして委員の皆様にお配りいたしますので、こちらを読んでいただき、ご質問等ございましたら後日事務局までお問合せいただければ対応いたします。内容としましては3月定例会市議会における各党派からの代表質

問の一覧（資料2）でございます。一般質問、議員からの質問それぞれについて市教育委員会としてどのように回答したかということが記載されております。細かいのですが、目を通していただければと思います。以上です。

【質疑、意見など】

なし

教 育 長 （閉会の宣言）

閉会（16：42）